

診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令案について

I 改正の趣旨

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）の一部の施行等により、平成 27 年 4 月 1 日から、診療放射線技師及び臨床検査技師の業務範囲が拡大されることになる。

（参考 1）新たに診療放射線技師の業務範囲に追加される予定の行為

- ① 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除く。）、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
- ② 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為
- ③ 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為及び当該カテーテルから空気を吸引する行為

（参考 2）新たに臨床検査技師の業務範囲に追加される予定の行為及び検査

- ① 鼻腔拭い液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液等を採取する行為
- ② 膿、表皮、粘膜等の表在組織を採取する行為
- ③ スワブにより便を採取する行為
- ④ 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。）
- ⑤ 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

- これに伴い、診療放射線技師及び臨床検査技師の養成課程における教育内容の見直しを行う。

II 改正の内容

- 診療放射線技師の学校又は養成所として指定を受けるための教育内容の基準について、「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」の単位数を「12 単位」から「13 単位」に改めるとともに、新たな教育内容として「医療安全管理学 1 単位」を追加する。
- 臨床検査技師の学校又は養成所として指定を受けるための教育内容の基準について、「人体の構造と機能」の単位数を「7 単位」から「8 単位」に改めるとともに、新たな教育内容として「医療安全管理学 1 単位」を追加する。
- その他所要の改正を行う。

III 経過措置

- この省令の施行の際、現に指定を受けている学校又は養成所において診療放射線技師又は臨床検査技師として必要な知識及び技能を修得中の者に対する教育の内容は、なお従前の例によることができる。

IV 根拠条文

- ・ 診療放射線技師法施行令（昭和 28 年政令第 385 号）第 7 条
- ・ 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 226 号）第 10 条

V 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日